

岐阜県アフターコロナ対応新商品開発支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、地場産業を営む県内中小企業者等によるアフターコロナに向けた生産性の向上及び競争力の強化の取組を支援するため、アフターコロナに対応する新商品の開発を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、アフターコロナ対応新商品開発支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地場産業 陶磁器、繊維・衣服、和紙、刃物、木工等に係る製造業をいう。
- (2) 県内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者のうち、県内に本社又は本社機能を有し、かつ、県内に生産又はサービスの主要な拠点を有するものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、地場産業を営む県内中小企業者その他知事が適当と認める者とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、

直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 県税を完納していない者

(補助事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の総額の20%を超えない配分の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業の内容の変更（補助対象経費の総額の20%を超えない減額並びに補助金の交付の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 2 補助事業者が前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）
 - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の知事が定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日とする。
- 4 補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合は、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（補助金の交付時期等）

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（事業実施後の状況等報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以降2年間、当該補助事業の過去1年間の状況等について、当該年度の翌年度の9月30日までに、別記第7号様式により知事に報告しなければならない。

（成果の発表）

第13条 知事は、補助事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

（財産の処分制限）

第14条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入

があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数)

第16条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第5条関係）

補助事業	補助対象経費		補助金の額
	経費区分	内訳	
アフターコロナ 対応新商品開発 事業	機械装置費	機械装置等（補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェアをいう。以下同じ。）の購入、製作、借用、改良、据付け及び修繕に要する経費その他知事が適当と認める経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額（1,000万円を上限とする。）
	システム構築費	補助事業の実施に必要なシステムの開発及び設計の委託に要する経費	
	専門家経費	補助事業の実施のために専門家に支払われる経費（謝金、旅費等）その他知事が適当と認める経費	

（注）消費税及び地方消費税その他知事が別に定める経費は、補助対象外とする。